

3 違反転用への適正な対応

現 状 (平成 24 年 1 月現在)	町内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B / A × 100)
	708. 64ha	0ha	0%
課 題	今後新たな違反転用を発生させないように努める。		
目 標 案	違反転用の解消面積 0 h a		
	新たに違反転用が発見された場合、復元するよう指導する。		
活 動 計 画	新たに違反転用が発見された場合、復元されるまで随時状況を確認し農地復元を促す。また、農業委員が日常農地パトロールを実施し、違反転用にならないように努めるとともに広報などで周知する。		

平成 24 年度智頭町農業委員会の年間活動計画（4 月・5 月は掲載を省略しました）

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月		2 月	3 月
8 日	10 日	10 日	10 日	10 日	9 日	6 日	8 日	18 日	8 日	8 日
総会・農地 パトロール	総会	総会・農地 パトロール	総会	総会・農地 パトロール	総会・農地 非農地判断	総会	総会	選挙人名簿 審査	総会・点検・評 価・計画・検討	総会・点検・評 価・計画・検討

毎月総会を午後 2 時から開会しています。総会は公開です。また、議事録も公表しています。（日時は都合により変更することがありますので、傍聴希望者は事務局へ問い合わせください）





● 社会保険料控除や政策支援もあります。

● 80 歳まで保証つきの終身年金

● 保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円。（千円単位で設定できます）

● 自分で積み立てる確定拠出型

● 国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者除く）で、年間 60 日以上農業に従事する 60 歳未満の方なら誰でも加入できます。

**農業者年金に
加入しませんか**



**農業委員は
地域の世話役、
農家の相談相手
です**

農地とみなされる土地の権利移転・用途変更（転用）する場合、農地法の規程に基づき農業委員会または県知事の許可が必要です。申請は毎月 20 日までにお願います。

転用手続きや農地のことについては、地区担当の農業委員または農業委員会事務局におたずねください。

農業委員会からお知らせ



平成 24 年度目標及びその達成に向けた活動計画

国から示された農業委員会の適正な事務実施要領に基づき、目標及び活動計画を公表します。なお、「平成 23 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び議事録については、事務局で閲覧またはホームページで確認してください。

I 法令事務（遊休農地に関する措置）

現 状 (平成 24 年 1 月現在)	町内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B / A × 100)
	708. 64ha	65. 19ha	9. 19%
課 題	中山間地で地籍調査もほとんどできていない状況で、小規模な農地が多い。遊休農地の筆数は 3,141 筆もあり確認調査及び指導に苦慮するため、年次毎計画を立て確実に遊休農地を解消する必要がある。		
目 標	遊休農地の解消面積 4. 28 h a 周辺の農地より著しく荒廃している農地 156 筆を重点的に調査・指導を実施する。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数（実数）
		8 月～ 10 月	15 人
	遊休農地への指導	調査方法	各地区担当の農業委員 3 人程度で現地の利用状況を確認する。 実施時期：12 月～3 月

II 促進事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

現 状 (平成 24 年 1 月現在)	農家数	980 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	(うち主業農家)	534 戸	5 経営	なし	なし
	農業生産法人数	なし			
課 題	規模拡大を進める農家がある一方、小規模な兼業農家が多い。また農家の高齢化や後継者不足、専業農家で所得安定が望めないため、農家を担う者が減少している。経営規模を拡大したい人を対象にして担い手に育成し、また集落全体で農地を守る集落営農組織の育成をする必要がある。				
目 標	認定農業者		特定農業法人		特定農業団体
	1 経営		なし		なし
	新規の農業経営者を想定する。				
活 動 計 画	年間を通じ、町と連携して制度の周知と農業委員からの情報収集を行い個別の掘り起こしに努める。		年間を通じ、町と連携して制度の周知と普及を行う。		年間を通じ、町と連携して制度の周知と普及を行う。

2 担い手への利用集積

現 状 (平成 24 年 1 月現在)	町内の農地面積	これまでの集積面積	集 積 率
	708. 64ha	10. 07ha	1. 42%
課 題	耕作する農地が分散し、作業効率が悪いため利用集積は必要と感じているが、自分の土地への執着心が強く交換等がうまくいかない。		
目 標	集積面積 2. 0ha		
	担い手が少なく農地の貸し借りが進まないことから、町と協力し個別相談等を行うことで、昨年度集積面積を目標として設定する。		
活 動 計 画	農地の貸し手・借り手の情報を収集するとともに、認定農業者及び規模拡大農家の要望を聞く機会を設け、地権者と農地の調整活動に努める。		